

平成25年（ワ）第478号等 福島第一原発事故損害賠償請求事件

原告 125名

被告 東京電力株式会社，国

原告第34準備書面
(慰謝料考慮要素の類型化について)

2014（平成26）年11月10日

前橋地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 鈴木 克 昌



外

第1 はじめに

本準備書面は、裁判所からの平成26年9月9日付求釈明事項第4「原告らに対し、本件訴訟において、避難指示を受けて避難した原告らの慰謝料と、避難指示を受けなかったが避難した原告らにおける慰謝料の考慮要素を類型化したうえで、それぞれ列挙し、共通する要素と異なる要素を指摘されたい。」に対する主張するものである。

第2 慰謝料の考慮要素の類型化

原告らが請求する慰謝料の主な考慮要素は、以下のとおりである。

なお、考慮要素は、整理のために一応の被侵害利益毎に記載しているが、実際には、複数の被侵害利益に入る考慮要素も多数あるので、その旨念のため付言しておく。

- 1 放射能汚染のない環境下で、生命・身体を脅かされず生活する権利侵害
 - ア 被ばくしたことの不安及び将来の健康不安
 - イ 被ばくした可能性があることの不安及び将来の健康不安
 - ウ 未成年者の被ばくの不安及び将来の健康不安
(甲状腺検査結果による不安)
 - エ 未成年者の被ばく防止のための行動制限
(屋外(公園, 山, 川, プールなど)での運動や遊びの制限など)
 - オ 国による放射線量に関する不完全な情報提供による, 高線量地域への避難
- 2 平穏生活権・内心の静穏な感情
 - ア 従前の生活や地域, 生業への愛着, 思い入れ
 - イ 事故直後の避難及び避難所生活に伴う精神的苦痛
(渋滞, 悪天候下での避難, 着の身着のままでの避難, 集団避難所での過酷な生活など)
 - ウ 世帯分離
(家族との別離, 二重生活による精神的・経済的負担, 福島と群馬との頻繁な往復など)
 - エ 避難による失業, 転校
 - オ 避難決意に伴う周囲との軋轢
(家族間での軋轢, 親戚間での軋轢, 職場の同僚らとの軋轢, 近所付き合いでの軋轢, 学校での軋轢など)
 - カ 避難生活のなかでの流産, 出産断念
 - キ 放射能や被ばくに関する多様かつ錯綜した情報による不安
 - ク 未成年者の被ばくもしくは被ばく可能性による親としての後悔と不安
 - ケ 賠償額の差別的取り扱い
 - コ 避難生活による不慣れな土地での様々な日常生活上の不便やストレス
- 3 ふるさと喪失(包括的利益としての平穏生活権の一部)

- ア 避難による，友人・親戚関係の断絶，希薄化
- イ 避難による地域との繋がり希薄化
- ウ 避難前に行政から受けていたサービスの低下
- エ 多くの住民の転出。職場、病院、学校、商店の閉鎖等による地域の変容

4 人格発達権

- ア 従前の生活や地域，生業への愛着，思い出の喪失
- イ 失業，退職などによる精神的・経済的苦痛
(やりがいのある仕事を失う，など)
- ウ 避難による転校や学業生活の変化
(親しい友人との別離，学校の環境の変化，いじめ，進学先の変更，進学断念など)
- エ 避難による家族関係の変化
(家族との別離，離婚，二重生活に伴う負担など)
- オ 避難生活による心身の支障
(健康悪化，精神状態の悪化など)
- カ 将来の見通しが付かないことへの不安
(避難終了の目処がつかない)

5 居住・移転の自由

- ア 避難による所有不動産や動産の価値の減少
- イ 避難時の財物持ち出しの制限
- ウ 今後の居住先（住宅）確保への不安
(借り上げ住宅の終期未定，住宅ローン，経済的問題など)
- エ 不慣れな地での避難生活による不便，不安

6 その他

被告ら加害者の非難性を基礎づける各事情

第3 区域内避難者と区域外避難者との考慮要素の異同

上述した各考慮要素の大部分は、避難指示を受けて避難した原告ら（区域内避難者である原告ら）と、避難指示を受けなかったが避難した原告ら（区域外避難者である原告ら）に共通するものである。

ごく一部に、区域内避難者特有のもの及び区域外避難者特有のものもあるので、これらを整理すると、以下の表のようになる。これを見ると、基本的には慰謝料の考慮要素は、区域内外を問わないことがわかるといえる。

| 考 慮 要 素 | 避難者に 共通 | 主に 区域内 避難者 特有 | 主に 区域外 避難者 特有 |
|--|------------|------------------------|------------------------|
| 1 放射能汚染のない環境下で、生命・身体を脅かされず生活する権利侵害 | | | |
| ア 被ばくしたことの不安及び将来の健康不安 | ○ | | |
| イ 被ばくした可能性があることの不安及び将来の健康不安 | ○ | | |
| ウ 未成年者の被ばくの不安及び将来の健康不安 (甲状腺検査結果による不安) | ○ | | |
| エ 未成年者の被ばく防止のための行動制限（屋外（公園，山，川，プールなど）での運動や遊びの制限など） | ○ | | |
| オ 国による放射線量に関する不完全な情報提供による，高線量地域への避難 | ○ | | |
| 2 平穏生活権・内心の静穏な感情 | | | |
| ア 従前の生活や地域，生業への愛着，思い入れ | ○ | | |

| | | | | |
|---|--|---|--|---|
| イ | 事故直後の避難及び避難所生活に伴う精神的苦痛（渋滞，悪天候下での避難，着の身着のままでの避難，集団避難所での過酷な生活など） | ○ | | |
| ウ | 世帯分離（家族との別離，二重生活による精神的・経済的負担，福島と群馬との頻繁な往復など） | ○ | | |
| エ | 避難による失業，転校 | ○ | | |
| オ | 避難決意に伴う周囲との軋轢（家族間での軋轢，親戚間での軋轢，職場の同僚らとの軋轢，近所付き合いでの軋轢，学校での軋轢など） | | | ○ |
| カ | 避難生活のなかでの流産，出産断念 | ○ | | |
| キ | 放射能や被ばくに関する多様かつ錯綜した情報による不安 | ○ | | |
| ク | 未成年者の被ばくもしくは被ばく可能性による親としての後悔と不安 | ○ | | |
| ケ | 賠償額の差別的取り扱い | ○ | | |
| コ | 避難生活による不慣れな土地での様々な日常生活上の不便やストレス | ○ | | |
| 3 | ふるさと喪失（包括的利益としての平穏生活権の一部） | | | |
| ア | 避難による，友人・親戚関係の断絶，希薄化 | ○ | | |
| イ | 避難による地域との繋がり希薄化 | ○ | | |
| ウ | 避難前に行政から受けていたサービスの低下 | ○ | | |
| エ | 多くの住民の転出。職場、病院、学校、商店の閉鎖等による地域の変容 | ○ | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|--|
| 4 | 人格発達権 | | | |
| ア | 従前の生活や地域，生業への愛着，思い入れの喪失 | ○ | | |
| イ | 失業，退職などによる精神的・経済的苦痛（やりがいのある仕事を失う，など） | ○ | | |
| ウ | 避難による転校や学業生活の変化（親しい友人との別離，学校の環境の変化，いじめ，進学先の変更，進学断念など） | ○ | | |
| エ | 避難による家族関係の変化（家族との別離，離婚，二重生活に伴う負担など） | ○ | | |
| オ | 避難生活による心身の支障（健康悪化，精神状態の悪化など） | ○ | | |
| カ | 将来の見通しが付かないことへの不安（避難終了の目処が見つからない） | ○ | | |
| 5 | 居住・移転の自由 | | | |
| ア | 避難による所有不動産や動産の価値の減少 | ○ | | |
| イ | 避難時の財物持ち出しの制限 | | ○ | |
| ウ | 今後の居住先（住宅）確保への不安（借り上げ住宅の終期末定，住宅ローン，経済的問題など） | ○ | | |
| エ | 不慣れな地での避難生活による不便，不安 | ○ | | |
| 6 | その他 | | | |
| | 被告ら加害者の非難性を基礎づける各事情 | ○ | | |

以上